

【第一問】－50 点－

問 1 (25 点)

- (1) 法人事業税の延滞金の計算に関して、延滞金の発生事由、適用される延滞金の割合、延滞金が控除される期間等について正しく理解しているかを問う問題であり、主なポイントは次のとおりである。
 - ① 延滞金が発生するケースについて、事由ごとに記載していること。
 - ② 法定納期限から納付日までの期間等に応じて適用される延滞金の割合が異なること、一定の場合には延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があることを場合分けして記載していること。
- (2) 清算中の法人が行う各事業年度の事業税の申告納付について、その概要や、事業を行う法人（清算中の法人を除く。）が行う申告納付と異なる点（課税方式の判定、申告納付を要する事業税の区分等）を正しく理解しているかを問う問題である。

問 2 (25 点)

2 以上の道府県及び国外において製造業を行う資本金 1 億円超の法人を例に、付加価値割に係る課税標準の算定方法、2 以上の道府県に納付する際の分割基準等について正しく理解しているかを問う問題であり、主なポイントは次のとおりである。

(1) 課税標準の算定方法

付加価値割の課税標準である各事業年度の付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料の合計額（以下「収益配分額」という。）と各事業年度の単年度損益との合計額によることとなるが、その算定に当たり①国外においても事業を行う場合、②雇用安定控除の適用を受ける場合、③単年度損益の算定において、原則として法人税の課税標準である所得の計算の例によるが、その計算の例によらない場合の取扱い等を踏まえる必要があること。

(2) 分割基準に関する留意事項

分割法人は事業の区分に応じた分割基準により課税標準の総額を関係道府県ごとに分割することとされている。製造業の分割基準は、事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者数によることとされているが、資本金 1 億円以上の法人の事務所等のうち工場の従業者数に係る取扱い、事業年度中を通じて従業者数に著しい変動がある場合の取扱い等を踏まえる必要があること。

【第二問】－50 点－

問 1 (25 点)

2 以上の道府県において事業を行う法人の確定申告及び中間申告に係る事業税額の算定について正しく理解しているかを問う問題であり、主なポイントは次のとおりである。

(1) 所得割の課税標準の算定方法

原則として法人税の課税標準である所得の計算の例によるが、その計算の例によらない項目を考慮し、所得割の課税標準を正しく算定すること。

(2) 分割基準及び分割課税標準額の算定方法

適切な分割基準を用い、資料を基に分割基準の数値及び分割課税標準額を正しく算定すること。

(3) 税額の算定

軽減税率が適用される所得区分ごとに各県の適切な税率を用い、各県の税額を正しく算定すること。

(4) 中間申告納付に係る事業税額の算定方法

中間期間の末日現在において、事務所の所在が前事業年度末の状況と異なることを踏まえ、地方税法第 72 条の 48 第 2 項ただし書の規定により、前事業年度の課税標準額の総額をもとに各県の税額を算定すること。

問 2（25 点）

個人の事業税額の算定について正しく理解しているかを問う問題であり、主なポイントは次のとおりである。

(1) 課税客体の判定

個人事業税の課税客体となる事業は法令に定めがあり限定列挙されているが、資料を基に個人の行う各事業に係る課税客体の判定を正しく行うこと。例えば、不動産貸付業については貸付契約件数等により事業性の判断が異なること、農業及び林業等については課税対象とならないこと。

(2) 個人の事業税の課税標準の算定方法

個人の事業の所得は、原則として所得税の課税標準である不動産所得及び事業所得の計算の例によるが、その計算の例によらない事項を適切に処理するとともに、事業専従者控除等の各種控除の適用の有無の判定を正しく行うこと。

(3) 2 以上の道府県において行う事業に対する課税標準のあん分

個人事業税では、所得の総額を事務所又は事業所の従業者の数であん分して定めることとされており、資料を基に正しくあん分すること。

(4) 税額の算定

各県の適切な税率を用いて、各県の税額を正しく算定すること。